

## 庄内南部地区合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、庄内南部地区合併協議会規約(以下「規約」という。)第16条第2項の規定に基づき、庄内南部地区合併協議会(以下「協議会」という。)の委員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員(以下「協議会委員等」という。)の報酬は、日額5,300円とする。ただし、構成市町村の長及び助役(以下「構成市町村の長等」という。)については、これを支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 協議会委員等が、職務のため旅行したときは、その費用を弁償する。ただし、構成市町村の長等が、協議会の会議に出席した場合については、これを支給しないものとする。

2 前項に規定する費用弁償の種類については、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とし、その額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 鉄道賃、船賃及び航空賃 鶴岡市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例(平成11年条例第3号、以下「鶴岡市旅費条例」という。)の規定を準用した額

(2) 車賃、日当、宿泊料及び食卓料 別表に定める額

(支給方法)

第4条 前条に定めるもののほか費用弁償の支給方法等については、鶴岡市旅費条例の適用を受ける職員の例による。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか協議会委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年10月10日から施行する。

別表(第3条関係)

車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
26円	3,000円	14,050円	3,000円